指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の 算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サー ビスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制 等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。)、年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス単位数表」という。)、 |指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準( 平成 12 年 2 |指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準( 平成 12 年 2 | |月厚生省告示第 20 号。以下「居宅介護支援単位数表」という。) 及び│月厚生省告示第 20 号。以下「居宅介護支援単位数表」という。) 及び |指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12|指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年2月厚生省告示第21号)については、本年2月10日に公布された年2月厚生省告示第21号)については、本年2月10日に公布された ところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する ところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する |届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記の|届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記の とおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、とおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、 周知徹底を図られたい。

記

- 第1 ~ 第5 (略)
- 第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて (略)
  - (1) (略)
  - (2) 届出項目について
    - (別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る 体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪 問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、通所型サ ービス(みなし)及び通所型サービス(独自)について示して いるものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サー ビス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定額)及び通所 型サービス(独自/定率)(以下、「独自定額・定率サービス」 という。)については、市町村において様式を定めること。
  - (3) 体制等状況一覧表の記載要領について
  - 1 共涌事項
    - (略)

IΒ

周知徹底を図られたい。

記

- 第1 ~ 第5 (略)
- |第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて (略)
  - (1) (略)
  - (2) 届出項目について
    - (別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る 体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪 問型サービス(独自)及び通所型サービス(独自)について示 しているものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型 サービス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定額)及び 通所型サービス(独自/定率)(以下、「独自定額・定率サー ビス」という。)については、市町村において様式を定めるこ ہے
  - (3) 体制等状況一覧表の記載要領について
  - 1 共涌事項
    - (略)

## 2 訪問型サービス(みなし)

- \_\_\_\_\_「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と 同様であるので、第5の2 を準用されたい。なお、用いる添 付様式は(別紙28)「サービス提供責任者体制の減算に関する 届出書」とする。
- \_\_ <u>「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、</u> 第5の2 を準用されたい。
- \_\_\_\_\_「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域 の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2 を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、第5の2 を準用 されたい。

- \_\_ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2 を準用されたい。
- 3 訪問型サービス(独自)

「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2 を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙28)「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」とする。

~ (略)

## 4 通所型サービス(みなし)

- 「職員の欠員による減算の状況」については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させること。
- \_\_\_<u>「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同</u>様であるので、第5の7 を準用されたい。
- \_\_\_<u>「生活機能向上グループ活動加算」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の口に該当する場合に「あり」と記載させること。</u>
- \_\_\_\_「運動器機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の八に該当する場合に「あり」と記載させること。
- \_\_ 「栄養改善体制」については、地域支援事業実施要綱の別添 1の2の二に該当する場合に「あり」と記載させること。

(新設)

## 2 訪問型サービス(独自)

「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2 を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙28)「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。

~ (略)

(新設)

- \_\_ 「<u>口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の</u> 別添1の2のホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- \_\_\_<u>「選択的サービス複数実施加算」については、地域支援事業</u> 実施要綱の別添1の2のへに該当する場合に「あり」と記載さ せること。
- \_\_\_\_\_「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問 リハビリテーションと同様であるので、第5の27 を準用され たい。
- 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙29)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。
- \_\_ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7 を準用されたい。
- \_\_ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2 を準用されたい。
- 5 通所型サービス(独自)
  - 「職員の欠員による減算の状況」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する</u>欠員該当職種を記載させること。

(略)

「生活機能向上グループ活動加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2の</u>口に該当する場合に「あり」と記載させること。

「運動器機能向上体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2の</u>八に該当する場合に「あり」と記載させること。

「栄養改善体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添</u> 1020二に該当する場合に「あり」と記載させること。

「口腔機能向上体制」については、地域支援事業実施要綱の

## 3 通所型サービス(独自)

「職員の欠員による減算の状況」については、<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第4号)による改正前の指定介護予防サービス基準第97条に定める基準を満たさなくなった場合は、</u>欠員該当職種を記載させること。

(略)

「生活機能向上グループ活動加算」については、<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第 号)による改正前の介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「旧介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)</u>口に該当する場合に「あり」と記載させること。

「運動器機能向上体制」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表</u>八に該当する場合に「あり」と記載させること。

「栄養改善体制」については、<u>旧介護予防サービス介護給付</u> 費単位数表二に該当する場合に「あり」と記載させること。

「口腔機能向上体制」については、<u>旧介護予防サービス介護</u>

別添1の2のホに該当する場合に「あり」と記載させること。 給付費単位数表二に該当する場合に「あり」と記載させること。 「選択的サービス複数実施加算」については、地域支援事業 「選択的サービス複数実施加算」については、旧介護予防サ 実施要綱の別添1の2のへに該当する場合に「あり」と記載さ ービス介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載 せること。 させること。 「事業所評価加算」については、介護予防訪問リハビリテー 「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防訪問 リハビリテーションと同様であるので、第5の27を準用され ションと同様であるので、第5の28 を準用されたい。 たい。 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様 であるので、第5の7 を準用されたい。なお、用いる添付様 であるので、第5の7 を準用されたい。なお、用いる添付様 式は(別紙29)「サービス提供体制強化加算に関する届出」と 式は(別紙29)「サービス提供体制強化加算に関する届出書」 とする。 する。 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であ (新設) るので、第5の7 を準用されたい。 (略) (略) (様式) 別紙 1-4 (内容変更有) 別紙 26 (内容変更有) 別紙 29 (内容変更有)